

VI 自主防災関係

資料 24 流山市自主防災組織防災資機材整備等事業補助金交付要綱

平成 24 年 5 月 9 日

告示第 87 号

改正 平成 27 年 2 月 27 日告示第 19 号

平成 28 年 4 月 25 日告示第 56 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の自主防災組織の防災活動を支援するため、自主防災組織が実施する資機材（備蓄食料を含む。以下同じ。）の整備、防災訓練、講演会、研修等に要する経費の一部に対し、流山市補助金等交付規則（昭和 42 年流山市規則第 14 号。以下「規則」という。）に基づき、予算の範囲内で補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自主防災組織 地域住民の日常生活の安全確保を図るため、地域の防災活動を行うことを目的として、自治会を単位として組織された団体であり、かつ、規約等の定めのあるものをいう。

(2) 防災活動 地震、火災、風水害等の災害から地域住民の生命及び財産を守るために行われる被害の防止及び避難等の活動並びにそれらの訓練をいう。

(補助の対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、市内に存する自主防災組織とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

(1) 自主防災組織の防災活動に必要な資機材の購入又は更新に要する経費

(2) 防災訓練の実施に要する経費

(3) 自主防災組織が主催する講演会に要する経費

(4) 防災活動に関する研修に要する経費

(5) その他防災活動として市長が特に必要と認める事業に要する経費

(補助金の額)

第 5 条 前条に規定する経費に対する補助金の額は、次の表の左欄に掲げる経費について、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

補助対象経費	補助金の額
自主防災組織の防災活動に必要な資機材の購入又は更新に要する経費	<p>防災活動に必要な資機材の購入又は更新に要する費用の合計額に3分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とし、1自主防災組織当たり当該自主防災組織の申請する年度の前年の10月1日における世帯数に応じ、次のア、イ及びウに定める額を限度とする。</p> <p>ア 100世帯以下 50,000円（設立の場合は、70,000円）</p> <p>イ 101世帯以上300世帯以下 70,000円（設立の場合は、100,000円）</p> <p>ウ 301世帯以上 100,000円（設立の場合は、150,000円）</p>
防災訓練の実施に要する経費	<p>防災訓練の実施に要する費用の合計額に3分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とし、1自主防災組織当たり100,000円を限度とする。</p>
自主防災組織が主催する講演会の実施に要する経費	<p>自主防災組織が主催する講演会の開催に要する費用の合計額に3分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とし、1自主防災組織当たり50,000円を限度とする。</p>
防災活動に関する研修に要する経費	<p>防災活動に関する研修（講演会の開催を除く。）に要する費用の合計額に3分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とし、1自主防災組織当たり50,000円を限度とする。</p>
その他防災活動として市長が特に必要と認める事業に要する経費	<p>事業に要する費用の合計額に3分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とし、1自主防災組織当たり50,000円を限度とする。</p>

（手続）

第6条 補助金の申請その他の規則で定める手続及び当該手続に使用する様式は、別表

に定めるとおりとする。

2 補助金の申請は、1団体につき、1年度当たり1回とする。

(補助金の交付の取消し等)

第7条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたときは、その全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(資機材の適正な管理)

第8条 規則及びこの要綱に基づき資機材を整備した補助事業者は、整備した資機材を善良な管理者の注意をもって適正に管理しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則 (平成27年2月27日告示第19号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(適用)

2 この告示による改正後の流山市自主防災組織防災資機材整備等事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に自主防災組織が実施する防災活動に使用する資機材の整備等について適用し、同日前に自主防災組織が実施する防災活動に使用する資機材整備の整備等については、なお従前の例による。

(流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付要綱の廃止)

3 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付要綱(平成4年流山市告示第85号)は、廃止する。

附 則 (平成28年4月25日告示第56号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の流山市自主防災組織防災資機材整備等事業補助金交付要綱の規定は、平成28年度以後の予算に係る補助金について適用し、平成27年度分ま

での予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

手続の区分	使用する様式の名称	添付書類	様式番号
申請（規則第3条）	流山市自主防災組織防災資 機材整備等事業補助金交付 申請書	・防災資機材整備等事 業（変更）計画書（別 記第2号様式） ・見積書の写しその他 の自主防災組織が 実施する事業の内 容が確認できる書 類	別記第1号様式
決定通知（規則第6 条）	流山市自主防災組織防災資 機材整備等事業補助金交付 決定（申請却下）通知書		別記第3号様式
変更（中止）承認申 請（規則第5条）	流山市自主防災組織防災資 機材整備等事業変更（中止） 承認申請書	・防災資機材整備等事 業（変更）計画書（変 更承認申請の場合 に限る。） ・見積書の写しその他 の変更の内容が確 認できる書類（変更 承認申請の場合に 限る。）	別記第4号様式
変更（中止）承認決 定通知（規則第5条）	流山市自主防災組織防災資 機材整備等事業変更（中止） 承認決定（申請却下）通知 書		別記第5号様式
実績報告（規則第1 2条）	流山市自主防災組織防災資 機材整備等事業実績報告書	・防災資機材整備等事 業実績書（別記第7 号様式）	別記第6号様式
確定通知（規則第1 4条）	流山市自主防災組織防災資 機材整備等事業補助金交付		別記第8号様式

	確定通知書		
請求(規則第15号)	流山市自主防災組織防災資 機材整備等事業補助金交付 請求書		別記第9号様式

《様式 19 流山市自主防災組織防災資機材整備等事業補助金交付申請書》

《様式 20 流山市自主防災組織防災資機材整備等事業補助金交付決定（申請却下）通知書》

《様式 21 流山市自主防災組織防災資機材整備等事業変更（中止）承認申請書》

《様式 22 流山市自主防災組織防災資機材整備等事業変更（中止）承認決定（申請却下）通知書》

《様式 23 流山市自主防災組織防災資機材整備等事業実績報告書》

《様式 24 流山市自主防災組織防災資機材整備等事業補助金交付確定通知書》

《様式 25 流山市自主防災組織防災資機材整備等事業補助金交付請求書》

資料 25 自主防災組織一覧表

平成 28 年 12 月現在

番号	自治会防災会名称
1	流山 1 丁目自治会防災会
2	流山 2 丁目防災会
3	流山 3 丁目自主防災会
4	流山 4 丁目自主防災会
5	流山 5 丁目自主防災会
6	流山 6 丁目自治会自主防災会
7	流山 7 丁目自主防災会
8	流山 8 丁目防災会
9	流山 9 丁目自治会防災会
10	東谷自治会防災会
11	加岸自主防災会
12	加台自治会防災会
13	三輪野山防災会
14	江戸川台東防災会
15	江戸川台西防災会
16	サ・コボラス江戸川台自治会自主防災会
17	松ヶ丘千ヶ井自治会防災会
18	松風自治会自主防災会
19	松ヶ丘北自主防災会
20	松ヶ丘緑自治会自主防災会
21	松ヶ丘自治会自主防災会
22	松ヶ丘郵政自治会自主防災会
23	松ヶ丘旭自治会防災会
24	西松ヶ丘自主防災会
25	南柏本州団地自主防災会
26	鱈ヶ崎団地自治会防災会
27	南流山東町会自主防災会
28	南流山自主防災会
29	美原自治会防災委員会
30	ときわまつ自治会防災会
31	西初石 6 丁目自治会防災会
32	東初石 3 丁目自治会防災会
33	東初石 4 丁目自治会自主防災会
34	T B S やよい団地自治会防災部

番号	自治会防災会名称
35	東初石5・6丁目防災部
36	西初石5丁目第1自治会防災部
37	四季野自治会自主防災会
38	名都野自治会自主防災会
39	野々下第二自治会自主防災会
40	長崎自治会自主防災部
41	東深井第一北自主防災会
42	東深井第一南組織
43	東深井第2自治会自主防災会
44	東深井第3自治会自主防災会
45	コモンシティ防災会
46	オークタウン江戸川台自治会自主防災部
47	八木南団地自治会自主防災部
48	西初石5丁目第2自治会防災部
49	平和台二・三丁目自治会
50	流山ハイツ自主防災組織
51	東深井みどり台自治会自主防災部
52	コープ野村南流山弐番街自衛消防隊
53	平和台自治会自主防災部
54	西平井自治会自主防災会
55	宮園自治会自主防災組織
56	みどり台自治会自主防災組織
57	豊台自主防災会
58	ネオハイツ江戸川台自衛消防隊
59	東初石1丁目自治会防災部
60	東初石県営住宅自治会自主防災部
61	前ヶ崎自治会防災部
62	前ヶ崎南部自治会自主防災部
63	田島自治会自主防災部
64	青田第一自治会自主防災部
65	木自治会自主防災
66	清辺北岸自治会
67	江戸川台小田急ハイツ防火対策協議会
68	北自治会自主防災組織
69	向小金自主防災部
70	東自治会自主防災部

番号	自治会防災会名称
71	真和自治会防災部
72	青葉台自治会防災部
73	雪印ひらかた自主防災
74	初石パークホームズ自衛防災部
75	平河内自治会保安厚生部
76	東初石2丁目自治会
77	第一住宅初石団地自治会
78	不二団地防災会
79	南柏パークハウス自治会自主防災会
80	コンドミニアム初石自治会防災部
81	南流山1丁目自治会
82	富士見台自治会
83	駒木台第二自治会自主防災会
84	小田急江戸川台団地自治会自主防災会
85	プレステージ富士見台自主防災会
86	コープ野村南流山壱番街自治会自主防災会
87	鱈ヶ崎自治会自主防災会
88	トーメン第3江戸川台自治会自主防災会
89	東急団地自治会自主防災会
90	美田自治会自主防災会
91	東急ト ^レ ェルステージ 21 センターコート自主防災会
92	前ヶ崎みどり自治会自主防災会
93	西初石4丁目自治会自主防災会
94	ゆたか自治会自主防災会
95	西初石1・2丁目自治会
96	西初石3丁目防災会
97	若葉台自治会
98	こうのす台自主防災組織
99	さつき自治会自主防災組織
100	ウッドランドヒルズ自治会自主防災会
101	向小金第二自治会自主防災部
102	ト ^レ カンマンション南柏ガ ^ー テンヒルズ自治会自主防災会
103	江戸川台グリーンハイツ自治会自主防災会
104	ウッドパ ^ー ク初石駅前マンション自主防災会
105	駒木自治会自主防災会
106	大橋団地自治会自主防災会

番号	自治会防災会名称
107	東映自治会自主防災会
108	名都借わかば自治会自主防災会
109	三本松自治会自主防災会
110	グリーンコーポ平和台自治会自主防災会
111	ルアジーランド流山自治会自主防災会
112	運河団地自主防災会
113	東深井プライマリー
114	駒木台第一自治会自主防災会
115	レクセルガーデン初石自治会自主防災会
116	泉自治会自主防災会
117	星和江戸川台自主防災組織
118	四季の杜自治会自主防災会
119	アズベリーヒルズ自衛消防隊
120	南柏スカイハイツ自主防災会
121	ダイアパレスコート・コート自主防災会
122	東初石ハイツ自治会自主防災会
123	ホームタウン初石自主防災会
124	東初石パーク・ホームズ自主防災会
125	ルネサンス初石自主防災会
126	十太夫自治会自主防災会
127	あさぎが丘自治会自主防災委員会
128	南柏パーク・ホームズ ウイングスクエア自主防災会
129	プライムガーデン初石自治会自主防災会
130	青田自治会自主防災会
131	シャルマン南柏自主防災会

資料 26 気象庁震度階級(気象庁震度階級関連解説表)

計測震度	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物(住宅)	鉄筋コンクリート造建物	地盤の状況	斜面等の状況	ライフライン等
0.5未満	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—	—	—	—	—	
1.5未満	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—	—	—	—	—	
2.5未満	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—	—	—	—	—	
3.5未満	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。	—	—	—	—	
4.5未満	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。	—	—	—	—	鉄道の停止、高速道路の規制等；安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。

計測震度	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物(住宅)	鉄筋コンクリート造建物	地盤の状況	斜面等の状況	ライフライン等
5 未満	5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	耐震性が低い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	亀裂※ ¹ や液化※ ² が生じることがある。	落石や崩れが生じることがある。	ガス供給の停止:安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。断水、停電の発生:断水、停電が発生することがある。エレベーターの停止:地震管制装置付きのエレベーターは、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。
5.5 未満	5強	大半の人が、物につかまると歩かないこと、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本が落ちることが多い。テレビが落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	耐震性が低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性が低い住宅では、壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	亀裂※ ¹ や液化※ ² が生じることがある。	落石や崩れが生じることがある。	
6 未満	6弱	立つことが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性が低い住宅では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。耐震性が高い住宅でも、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性が低い住宅では、壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性が高い住宅でも、壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。	電話等通信の障害:地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。

計測震度	震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物(住宅)	鉄筋コンクリート造建物	地盤の状況	斜面等の状況	ライフライン等
6.5未満	6強	立つことができず、はわなはきと動かない。揺れにほんざうさくも飛ぶこともあ	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性が低い住宅では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るもの、傾くものや、倒れるものが増える。耐震性が高い住宅でも、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性が低い住宅では、壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。耐震性が高い住宅では、壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	大きな地割れが生じることがある。	崩れが多発し、大規模な斜面崩壊等が発生することがある ^{※3} 。	震度6強程度以上の揺れとなった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。
6.5以上	7	立つことができず、はわなはきと動かない。揺れにほんざうさくも飛ぶこともあ	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性が低い住宅では、傾くものや、倒れるものが増える。耐震性が高い住宅でも、壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	耐震性が低い住宅では、壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。耐震性が高い住宅では、壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	大きな地割れが生じることがある。	崩れが多発し、大規模な斜面崩壊等が発生することがある ^{※3} 。	

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

